1950～1960年代

被用者保険からの広がりと国民皆保険の実現

職域から地域へ広がる、国民皆保険への歩み

職域で先行した被用者保険の運営実績を土台の一つとして、国民健康保険が地域へ広がりました。1958年に新たな国民健康保険法が制定され、1961年、誰もが公的医療保険に加入する国民皆保険が実現しました。

1957 厚生省が「国民皆保険推進4ケ年計画」を決定

国民皆保険の実現に向け、1957年を初年度に国民健康保険の被保険者を増加させ、1960年度までに医療保険の未加入者をすべて国民健康保険に加入させるという4ケ年計画を策定しました。

1958 新国民健康保険法制定

被用者保険の対象となっていない人を国民健康保険で支えるため、市町村による国民健康保険の実施が原則として義務化されました。

1961 国民皆保険の実現

全国すべての市町村が国民健康保険を実施。国保の被保険者数は約4,900万人に達しました。これにより、誰もが公的医療保険に加入し、必要な医療が受けられる国民皆保険がついに実現しました。



